

平成十八年六月二十二日受領
答弁第三五五号

内閣衆質一六四第三五五号

平成十八年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出全国健康保険協会に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高井美穂君提出全国健康保険協会に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの全国健康保険協会（以下「協会」という。）の会計監査人については、公認会計士又は監査法人の中から厚生労働大臣が選任することとされており、今後、適正かつ公正な監査が行われるよう、具体的な選任方法について検討してまいりたい。

二について

先の答弁書（平成十八年五月二十六日内閣衆質一六四第二六二号）の三についてでお答えしたとおり、現行の社会保険庁の職員がそのまま協会の職員に移籍することとはならない仕組みとなっているが、協会の職員の採用については、協会の設立委員がその基準を定め、募集を行った上で、一定の手続を経てその可否を決定することとしており、お尋ねのような採用比率を定めるかどうかという点についても、設立委員において決定されるべきものと考えている。